

民間資金等活用事業推進委員会
総合部会検討会
議事録

日時：平成21年9月29日（火）

13：30～15：30

場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

事務局 それでは、定刻でございます。山内部会長から、交通渋滞によりまして若干遅れて到着されるということですので、大変恐縮ですが、お許しをいただいて、私の方からとりあえず資料説明を開始させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、資料の4をごらんいただければと存じます。

山内部会長の指示で作成させていただいたペーパーでして、これを読み上げさせていただきます。「PFI事業契約の条項例(案)について」ということで、1つ目の は、総合部会で当面の意見集約が行われた場合には、表題は「PFI事業契約の条項例(案)」とし、総合部会における意見集約の日付を付して、推進委員会に報告する。

2つ目、「PFI事業契約の条項例(案)」については、委員会における審議を経て、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの実施後、パブリックコメントで提出された意見を踏まえ、総合部会において、「PFI事業契約の条項例(案)」について、更に検討を行う。

以上でございます。

それでは、本日の中身に入らせていただきます。

恐縮ですが、資料1と。早速到着されました。今、資料4を読み上げただけの状態でございます。

山内部会長 遅参いたしました失礼いたしました。

民間資金等活用事業推進委員会総合部会を開催いたしますが、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

今日の出席状況ですけれども、20名の委員のうち10名の委員に御出席いただく予定になっています。ただし、定足数の過半数に達しておりませんので、今回も正規の総合部会ではなく、検討会として議論を進めさせていただくということになります。

それでは、早速議論に入りたいと思えます。

前回まで、総合部会で、いわゆる条項例の案とその論点について、一通り御議論をいただいたと。前回、残りの部分をすべて議論いただいたということだと思いますけれども、それで、これまでの総合部会で、委員の皆さん、あるいは実務担当者の皆さんからいろいろな御意見をいただきましたので、それをもとにいたしまして、今回もまた事務局の方で修正作業を行っていただいたというわけでありまして。今回はこの修正案についてまた御議論をいただくということでもあります。

それで、条項例の案の今後の進め方について。これは。

事務局 もう資料4の説明をさせていただきました。

山内部会長 ということでありますので、今の説明を踏まえまして、議論をしていただくということだと思います。

それでは、残りの部分の資料について御説明いただけますか。よろしくお願いをいたします。

事務局 それでは、資料1と資料3について、両方見ながら御説明させていただければと存じます。

資料1の方は、特に下線部分が、前回9月10日に提出させていただいた資料から追加修正された部分を示させていただいております。

資料3の項目に沿って御説明させていただきます。

まず、1番が、PFI事業契約がPFI法及び基本方針に基づくものであることを明記した、ということで、この条項例案、資料1の方をめぐっていただきますと、まず、目次がございます。追加条文とがありますので、若干条ずれがありますが、(1)から(3)の次、1ページ、内容になっております。

今の1番のところは、1ページの事業契約書の第2段の辺りです。この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針に基づき、管理者等及び選定事業者が相互に協力し、選定事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とするものとする、という記述でございます。

それから、資料3の2番目の項目が、選定事業者と建設企業との工事請負契約を履行保証保険の対象とする場合の規定を(注)で追加した、ということですが、これが資料1の方では4ページから5ページでございます。

4ページ、契約の保証、第6条のところで、4号の、この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結、とございますが、これは、管理者と選定事業者との契約、すなわち、PFI事業契約の債務の不履行により生ずる損害を補てんするものでございます。ガイドラインにも、実は選定事業者と建設事業者の工事請負契約に関する履行保証保険について位置付けがございましたので、それを5ページの(注)の6条の2という格好で、管理者等は、選定事業者と建設企業との工事請負契約について、当該契約の締結と同時に、当該契約の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を選定事業者が締結することを条件として、契約保証金の納付を免除することができる。この場合において、前条第1項の規定は適用しない、というものを(注)で追加したものでございます。

それから、資料3の一枚紙の3番目の項目、監視職員でございます。

これは、6ページでございます。監視職員及び事業代理人の規定を追加したということで、管理者等が監視職員を置く。そして、選定事業者が事業代理人を置く。それぞれを規定いたしますとともに、12条の1項、3項で、事業代理人又は監視職員が職務の執行につき著しく不適当な場合の措置を定めたものでございます。

それから、資料3、一枚紙の4項目目、管理者等と選定事業者の協議が整わない場合に管理者等が定めるのは当面の措置である旨を(注)で追加し、関係条項の表現を整理したということで、資料1の方では9ページをごらんいただければと存じます。

9ページ、第16条でございます。業務要求水準書の変更で、16条の第3項で、第1項

の通知の日から 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、選定事業者に通知することができる、という規定がございます。

この規定を受けまして、一番下の（注3）を追加しまして、第3項の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、当面の措置。管理者等が定めた対応について選定事業者に不服がある場合には、紛争解決の手続に移行する。以下、17条3項等々において同じということをもとに記述させていただいた上で、表現も修正しております、1つ見ていただきますと、13ページから14ページのところに工事の中止という条文がございます。13ページが工事の中止ですが、14ページのところを見ていただきますと、第4項で、事業の継続に関する協議を行わなければならないということで、当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から 日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め、選定事業者に通知する、ということで、前回の資料では、対応方法を選定事業者に通知し、選定事業者はこれに従うものとする、としていたものの表現を修正させていただいたものでございます。

それから、もとの資料3、一枚紙に戻っていただいて、5項目目、業務要求水準書について、選定事業者の提案による変更の規定を追加した、というものでございます。これは第17条でして、9ページの下のところでございます。

選定事業者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を管理者等に通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求することができる、ということで、選定事業者の提案による業務要求水準書の変更について規定したものでございます。

それから、次、6項目目、資料3の6番ですけれども、業務要求水準書で定めたPFI事業の内容及びPFI施設の規模に関する事項に関する近隣住民に対する説明は、管理者等の責任とする旨を明記した、ということで、これが10ページでございます。

10ページ、第18条第1項、選定事業者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、PFI施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。これは前回まで規定されていたところですが、下線を追加いたしました、この場合において、業務要求水準書で定めたPFI事業の内容及びPFI施設の規模に関する事項に関する説明は、管理者等の責任とする、ということでございます。

続きまして、資料3、一枚紙の7番、設計着手予定日又は工事着手予定日の変更に関する規定を追加した、ということで、ここは必要な規定が漏れていましたので、14ページでございます。

14ページの27条と15ページの29条のところにおきまして、設計着手予定日と工事着手予定日の変更について、それぞれ必要な規定を設けているものでございます。

それから、資料3の8番目の項目、第三者に及ぼした損害について、損害賠償額の負担に関する表現を整理したということで、16ページの31条をごらんいただければと存じます。

31 条（A）のところでした、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたとき、括弧を除きまして、は、選定事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する、ということで、前回の損害を賠償しなければならない、とあった表現を修正させていただいたものでございます。

続きまして、一枚紙の 9 番、維持管理・運営期間中の第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害について明記した、ということで、45 条ですから 23 ページのところでございます。

23 ページをごらんいただきますと、第 1 項で、完工確認書の交付後に、第三者の責に帰すべき事由により P F I 施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、選定事業者の責任及び費用負担において行う。前項に定める場合において、選定事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、選定事業者は、P F I 施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由を管理者等に通知しなければならない、ということで手続規定を置きまして、次のページ 24 ページの第 5 項をごらんいただきますと、第 5 項におきまして、管理者等は、前項の規定により選定事業者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額のうち、維持管理・運営に係るサービス対価の 1 年分の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない、ということで、46 条ではそれを 1 年分ということで整理するということを規定しております。

それから、一枚紙、資料 3 の 10 番、違約金の充当・相殺に関する規定を整理したということでございます。これは、あちこち飛んで恐縮ですけれども、資料 5 をごらんいただければと存じます。資料 5 の 13 - 37 ページでございます。

契約ガイドラインでございまして、違約金のところで、まず 1 つ目のポツで、履行保証保険と違約金との調整のところでは、下線の部分ですが、施設の建設工事について管理者等を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、管理者等は、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合、これをもって違約金に充当する規定を設ける、という記述がございます。

また、6 番の管理者等の金銭債務と違約金との相殺決済につきましては、2 つ目のところですが、下線のところですが、なお、管理者等が契約保証金の納付を免除し、かつ、維持・管理、運營業務について履行保証保険が付保されていない場合においても、管理者等が損害の賠償を受けることができるように、別途選定事業者に対し負担する「サービス対価」の支払債務と選定事業者が負担する損害賠償債務を対等額につき相殺することにより、損害の賠償を確実に受けることが考えられる、という記述がございます。

これらを受けまして条項を整理したものが、資料 1 に戻っていただきまして、資料 1 の 59 条の第 3 項でございます。59 条の第 3 項におきまして、これは違約金が第 2 項に規定されているわけですが、前項の場合において、第 6 条の規定により契約保証金の納付若し

くはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、管理者等は、当該契約補償金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる、という規定でございます。

また、63条の3項のところをごらんいただきますと、これは完工前の解除の効力のところですが、解除で、第3項におきまして、33ページの一番上の第3項ですけれども、出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価の支払というのがありまして、次が追加でして、この場合において、契約の解除が第59条第1項の規定に基づくものであるとき、すなわち、選定事業者帰責の場合ですが、このときは、管理者等は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と第59条第2項の違約金を相殺することができる、ということで、同様の規定を次の65条第5項、完工後の解除の効力のところでも、34ページの64条の第5項で規定しているというものでございます。

続きまして、一枚紙の11番、逸失利益が将来の得べかりし利益であること及びその含まれる対象条項を明記した、ということで、これは31ページでございます。

31ページ、第60条が、管理者等は、前条第1項又は第62条第1項の規定によるほか、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2項は、管理者等は、前項の規定により契約を解除したことにより選定事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。これはいわゆる任意解除の規定でございます。

任意解除の規定の(注)のところを下線の部分を追加したものでして、逸失利益の次に、(解除されなければ選定事業者が将来得たであろう得べかりし利益)を付けまして、についても補償の対象とするが、範囲は限定されるという基本的考え方の下に、案件に応じて補償額を明確化することが重要となる。

次に条項を追加しまして、第61条第2項、これは管理者の帰責事由ということでございます。

それから、第62条第2項、これは不可抗力と法令変更等でございます。ここにおいて同じという記述でございます。

それから、一枚紙、資料3の12番、不可抗力により建設期間中に解除権が行使された場合の管理者等の負担について明記した、ということで、これは62条の2項、32ページでございます。

32ページを見ていただきますと、解除の場合の損害賠償が62条の2項にあります。下線の追加で、この場合において、建設期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る管理者等の負担については、第33条に定めるところによる、ということで、不可抗力において施設が損壊し解除された場合について、選定事業者の1%負担である旨を明記したものでございます。

それから、一枚紙の13番、契約期間満了及び解除時の修補の請求に関する費用の負担

について明記した、ということで、まず、65条の第2項、33ページでございます。

前項の修補の請求に関する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする、ということで、不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で業務要求水準書に定める維持・管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの、これは管理者等の負担。

2号は、第三者の責に帰すべき事由により生じた損害で45条2項に規定するやむを得ない事由があるもの、これは維持管理・運営に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額について、管理者等の負担。

前2号に掲げるもの以外のものは選定事業者の負担という整理でして、次の66条の2項でも、契約期間満了時も同様としたということでございます。

それから、最後、一枚紙の14番、選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等に関する規定追加した、ということで、68条でございます。

68条、35ページですが、各条項の規定により管理者等が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が選定事業を行うため選定事業者が第三者と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、管理者等が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、選定事業者と第三者との契約により支払うべき金銭債務の内容について管理者等があらかじめ承諾していたものに係る額に限る。ただし、当該第三者に生じた損害額現に生じた損害であって、通常妥当と認められるものであるときは、管理者等は当該損害の額を負担する、という規定でございます。

続きまして、追加資料について御説明させていただきたいと存じます。資料5の13-39ページをごらんいただければと存じます。13-39ページ、遅延利息についての整理でございます。

これは遅延損害金の規定をそのまま抜き出しているんですが、四角の下の をごらんいただきますと、まず、政府が契約に基づく支払を遅延した場合の遅延利息、これは政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定されていまして、この率が3.6%でございます。

一方、国の債権についてその履行が遅延した場合の遅延利息、これは、実は選定事業者が支払うものということになるんですが、これは国の債権の管理等に関する法律の施行令で規定されておりまして、これが5%ということになっております。

ただ、次のページをごらんいただきますと、次のページの の上から2つ目ですけれども、公共工事の標準請負契約約款におきましては、発注者と請負者が支払う施設引渡しの遅延損害金の利率は、実は政府契約の支払遅延防止の率で統一されているという状況でございます。それをもとに、法律の方を見ていただくと、2ページ飛ばして13-42ページでございます。

13-42ページというのは、3つ法律を並べてありますが、その真ん中をごらんいただきますと、国の債権の管理等に関する法律というのがありまして、ここで、「国の債権」

又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう、と。

その上で、その場合には、政令で定めるところにより、利息を附するという事で、すなわち、金銭債務ならこの法律の適用を受けるということとさせていただきます。

そこで、戻っていただきまして、13 - 39 ページ、69 条でどう規定したかということになりますと、まず、第 2 項、選定事業者の責に帰すべき事由により選定事業者がこの契約に基づいて履行すべき支払いが遅れた場合、これは選定事業者が支払うべきもののうち金銭債権になりますので、これは直接法律の適用を受けるということで 5 % という整理でございます。

一方、次の第 3 項、選定事業者の責に帰すべき事由により引渡予定日に P F I 施設を管理者等に引き渡すことができない場合の損害金、これは実は直ちに金銭債権というわけではございませんので、そこで（注 3）におきましては、政府契約の支払遅延防止に関する法律に基づく率ということを一応条項例として掲げさせていただいたという条項でございます。

続きまして、資料 13 - 45 ページをごらんいただければと存じます。13 - 45 ページ、紛争解決手続でございます。この紛争解決手続、従来からさまざまな御議論をいただいております、下の四角ですけれども、基本的考え方におきましては、のところで紛争調整会議による協議が整わなかった場合は、紛争の内容に応じて中立的専門家を両当事者間の合意により選任し、調停する手続を規定することも一つの選択肢として考えられる、という記述でございます。

条項の落とし方、これは前回と同じではあるんですけれども、一応現在の整理は、71 条の第 5 項で、関係者協議会の協議が整わなかったときは、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図る、ということに本文では書いた上で、（注）の上で第 5 項の規定については、調停手続の利用を義務付けない（管理者等又は選定事業者は、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。）形としたり、あらかじめ調停手続の対象事項を特定したりすることも考えられる、という記述をさせていただいております。

続きまして、次のページ、13 - 46 ページ、中央合同庁舎 8 号館整備等事業の契約の実例について紹介をさせていただきます。

この契約におきましては、まず、第 85 条の見出しに、事業者の帰責事由による契約解除の効力ということとさせていただきます。

事業者の帰責事由による契約解除の場合には、第 3 号、下線を引いてある部分で、国は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。利息を再計算するという規定でございます。

次に、13 - 48 ページ、めくっていただいて見ていただきますと、用語の定義が契約の中にありまして、まず一つ、割賦利率。基準金利と事業計画書に記載された利ざやを合計した料率をいう、ということで、再計算の利息というのは、本契約を解除した場合に、一

定の期間について割賦利率により再計算した利息の額をいう、ということとして、更に次のページをごらんいただきますと、13 - 49 ページ、別紙 5 として、割賦手数料の料率については、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする、という規定になっております。

それで、細かい計算式が付いてありますけれども、それを飛ばしていただきますと、13 - 53 のところでして、再計算の利息という規定がございます。別紙 8 でございます。別紙 8 のところにおきまして、81 条による解除の場合、これはすなわち事業者帰責の場合でございますけれども、事業者帰責の場合、上乘せする利ざやは認めないということで規定されているというもので御紹介をさせていただきます。

当方からの資料は以上ですが、なお、資料 6 をごらんいただきますと、資料 6 におきまして、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長からこういう資料が提出されているということで御紹介をさせていただきます。

私からの説明はとりあえず以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

この条項例作りもだんだん終盤になってきて、全体をまとめの段階で、今御説明いただいたように、それぞれのところに修正を加えということであります。

また、資料 6 は、これは国交省の営繕部の方から資料をいただきましてありがとうございました。これも対応いただいているという理解でよろしいですね。必要に応じて対応いただいていると。

事務局 必要なものについては修正をさせていただいております。そのとおりにはなってはおりません。

山内部会長 ということでよろしく願いいたします。

それでは、今御説明いただいた内容について、御質疑をいたしたいと思っておりますので、御意見、あるいは御質問のある方から発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。どうぞ。

A 出席者 ちょっと趣旨を確認したいんですけども、条項例の 31 ページ、第 60 条の逸失利益の（注）のところで、「逸失利益についても補償の対象とするが、範囲は限定されるという基本的考え方の下に、案件に応じて補償額を明確化することが重要となる。新しく加えていただいた 61 条 2 項及び 62 条 2 項において同じ、」とあります。この「同じ」は、全部同じですか。前文全部が同じ考え方ということの趣旨ですか。

事務局 そのつもりで記述はさせていただいております。

A 出席者 若干どうかなと思うのは、61 条の 2 項は、先ほど御説明ありましたように、管理者が帰責の場合のいわゆる債務不履行責任のところですよ。それから、60 条は、先ほど言ったように、政策変更等で中途解約権、それから、62 条のところは、不可抗力、法令変更というところなので、前回も議論があり、M 先生もおっしゃっていたように、債務不履行、公共でも当事者の一方の債務不履行解除の場合が 61 条 2 項ですが、その場合

の逸失利益の範囲と、60条の政策変更等による解約の場合と、不可抗力、法令変更の場合がすべて全く同様の扱いになるということ、範囲が限定されるという基本的考え方の下ですが、ちょっと違うのではないのでしょうか。あえて差を設けると、公共管理者が帰責性の場合には、逸失利益の範囲は相対的に大きいだろうと思うのです。これは多分M先生もおっしゃったのではないかという気がしたんですが、60条の場合には、政策理由等で逸失利益があり、収用法の損失補償よりも大きいけれども、ただ、残存期間全部かどうかというそれは限定されるでしょう。法令変更と不可抗力のところは余り議論されていなかったと思うんですが、これが、範囲は限定されるという基本的考え方が61条の2項のところまでかかって、同じ程度に考えると読まれる可能性があります、そこは程度の差があるのではないかなと思い、あえてコメントしました。

事務局 多少記述が乱暴だったかもしれませんが、必要な修正は考えさせていただきたいと思いますが、ちなみに、公共工事の約款の場合には、公共工事の約款には、実は任意解除はあっても、不可抗力解除とか法令変更解除がなく、結局それが全部1つの条文で読み込まれるような格好になっていまして、そこと並びを付けると、こんな感じになると。ただ、そこは(注)ですから、(注)をセットにして、今までいろいろ御議論いただいたことをきちんと反映させるという意味で(注)は考えさせていただきたいと存じます。

A出席者 私も、債務不履行解除のところと61条2項と60条は多分違うだろうと思います。ただ60条と62条はよくまだ議論されていないというか、同じなのでしょう。どちらとも悪くないしなと思います。ですから、不可抗力、法令変更のところはこの書き方だと皆さんがどう考えるかなというところです。

事務局 確かに(注)のところで帰責事由に応じてというようなことが抜けていると思いますので、そこはきちんとした記述にさせていただきたいと思います。

B委員 今のことをもっと基本的に議論しないと、僕なんかよく分からないんですが、そこは置いておいて、今回、修正をされた中の2点だけ。最初の1点はどういうことはないんですが、忘れちゃいますから最初に申し上げておきたいのは、前文に、第2段落ですか。この契約は民間資金等の活用に云々ということで、私がお願いしたことを書き加えていただいたのでありがたいと思いますが、細かなことであれば、リファーマーをする関係上、この契約において、つまらないことですが、PFI契約という、とか、あるいは、基本方針についてはPFI基本方針という、とか、あと、議論を進めていく上で、法律と何か関わる部分を申し上げることがあるかなと思いますので、そういうような修正を若干。

事務局 短い、何とかという、というような格好に。

B委員 そうです。

事務局 確かに(注1)とか(注3)にもう一回長いのを使っていますので、そこがきちんと整理されるように表現を工夫いたします。

B委員 今の上に付け加えて申し上げますと、この契約というのは確かに民民契約とい

うことで、今までも議論の原則があるので、若干私はそこに違和感を感じている部分がありまして、基本的にはこれは民間で当事者がA、Bといったときに、AとBが全く対等な格好で、それぞれ思惑を持ってやっているというのとちょっと違う状況での事業なんだろうと思います。公共施設なのか公益施設なのか。要するに公共の仕事をやるという事業の性格がまず第1点あるんだろうと思います。

その次に、これは委託契約と言っていいんでしょうかね。要するに、管理者側に事業を行うニーズがありまして、それについて民間事業者が請け負うという立場なんだろう。そういう契約としての構造的な性格といいますか、そういうことからしますと、このPFI法とPFI基本方針に基づいて事業を行う。このためにこの契約を締結する、まさにこういうことなんです。ただ、まだまだPFIの事業の契約に関しましては途中なんだろうと思います。具体的にいろいろ問題が出てくるでしょうし、いろんなパターンによってさまざまに規定しなければいけない。そういうときに、PFI法の規定というのはまだまだ不十分だと思いますし、ガイドラインについても事細かに触れているわけではありませんが、たまたま締結された事業契約について、私の意見といいますか、個人的には、もしそれを想定すれば、前文の最後に、この契約に定めのない事項又は、これは当事者両方ですね。疑義が生じた事項については、PFI法並びにPFI基本方針に、どうなんでしょう、法律だと条項ですけれども、基本方針はそういう書き方をしませんが、の定めるところによるというのを入れるべきかなのかなと思います。これが第1点です。

これは御意見があったらどうぞ。こんなものは要らないという御意見があれば、どうぞおっしゃってください。私は普通の国民という、かねてそういう意見が多いんですけども、単純な国民の事業のための契約とちょっと違うのではないかという立場からそれを申し上げたい。

もう一つは質問なんでございますが、第10条、11条、12条に関して、寡聞にして私はこういう議論があったのかというのが全然分からないんですが、単純にまずお伺いしますが、これはどなたがどんな理由でこの修正を提案されたのか、まずそこを教えてくださいたいと思います。

事務局 まず、10条から12条の部分につきましては、資料6にございますけれども、国土交通省の意見の中の追加という中の下から3つ目と2つ目という対応でございます。

それともう一つ、前者の方でございますが、契約の解釈とか定めのない事項がどうなるか、これ自体問題として、実は37ページをごらんいただきますと、37ページの71条のところで、この契約の解釈又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認められるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる、ということで、恐らくほかの契約とかを見ましても、多分こんな表現になるかと思いますが、ただ、そういうものについて、PFI法やPFI基本方針を踏まえて行わなければならないというのは、B先生の御指摘のとおりかと思えますので、71条の(注)のところで工夫させていただければと思います。

B委員 途中経過でなかなか現実には法律とか基本方針が追いついていかないのは間違いなことだと思いますが、ただ、委員会としまして、その辺のところは順次補っていく、あるいは見直し、検討を加えていくということになるかと思いますが、そうしなければならぬと思いますので、あらかじめそういう考え方を契約書のドラフトには言っておいていただければと思います。

第2点についてなのですが、これは国交省さんの御意見だということなんですか。理由はここに書いてございますが、書いてあるといたしますか、特に明確な理由がここには書いていないので、ちょっとお聞かせ願えますか。

吉田室長 補足します。

理由としては簡単に書いてあるんですが、協議であるとか報告であるとか通知であるとか、そういったことを行っていく上で、相手方がだれなのか、どの相手方に言えばいいか、これを契約上ははっきりさせておきたいということです。通知等はあくまで文書を行うわけですが、実務上、円滑に進めていくためには、言った言わないとか、そういったことが起きてはいけないわけで、通常の公共工事でも監督員、あるいは現場代理人を定めているわけですので、それと同様に、双方の業務の実施体制と、権限をはっきりさせておくことによって、混乱したりしないように、事業が円滑に進むようにしたいという意味でこういった提案をさせていただきました。

B委員 それは、ほかの公共事業とか、一般的な、国交省さんに限らず、公官庁が行うものについての規定は、これと全く同じ構造で行われているわけですか。

吉田室長 他機関のPFIの契約についてはよく分かりません。他省庁とか自治体がどうしているかはよく分かりませんが、従来の公共事業においては、御承知かと思いますが、公共工事標準請負契約約款、それで監督員ないしは現場代理人を定めていますので、それに準じた形でいかかかと思っています。

D専門委員 失礼ながら、なぜここで新しい用語を新しい概念として規定するんでしょうか。実は今、国土交通省さんがおっしゃられた内容と全く同じ考えは、既存のPFIの法規範でも明確に書いてある。だれが責任者なのかを明確にする考えで、既に市場で根付いているわけです。今までのある慣行を横に置いて、新しい事業代理人とか監視職員とかいう定義を持ってくることにより、マーケットを混乱させる合理的な理由がどこにあるんでしょうか。三百幾つあるPFIの契約の中で、今、国土交通省のおっしゃられた定義は、PFIの契約の中で明確に定義されておらず、責任を包括的に委任する類似的な表現はありますが、これで何ら問題も混乱も起こっていません。新たに誤解を定義する必要性は私には分からない。果たして標準契約書案の中で、標準的な慣行として、新しい概念を入れることはどこに価値があるんでしょう。ほとんど価値がないと思います。

吉田室長 それは契約書以外の契約書類に書いてあるということじゃないでしょうか。

D専門委員 契約書に書いてあります。もちろんそうです。包括責任者を指定するわけですが、お互いの実務上の手順として定義されています。よく見てください。

山内部会長 契約書というのは、事業契約の承認。

D 専門委員 もちろんそうです。それは、やっている弁護士先生に聞けばよく分かります。この趣旨は全部満たされています。

山内部会長 通常の場合、いかがなんでしょうか、その辺。

E 出席者 監視職員、事業代理人等、入っている事業契約は実際に存在しておりますので、これは公共側も民間側も、だれに対して通知、承諾等を求めればいいのかというのを明確にしておくというのは、混乱を避けるためにはよろしいかと思しますので、それをあらかじめ指定しておくという趣旨で事業契約に既に入っている条項。最近、九段の3号館あたりから入ってきたのではないかと思うんですけども、実際の事業契約の中でも取り入れられていると思います。

D 専門委員 でも、それは国の案件だけでしょう。

E 出席者 国の案件ですね。

F 専門委員 第10条の5項ですけれども、管理者が監視職員を置かないときは、監視職員の権限は管理者等に帰属するということだと、管理者というのと管理者等というのが一つ概念としてきちっとしているわけですね。そのところ、例えば、管理者というのは何なのか、管理者等というのは何なのかというのをどこかできちんとしないと、ちょっと混乱するかなと思いますが、そこはいかがですか。

事務局 管理者等は、1ページのところで明確な答えかどうかあれですけれども、管理者等は、一応事業契約の対象者である管理者等ですということ、これだけだと、確かによく分からない部分がありまして、2ページの(注3)で、「管理者等」の語は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律2条3項に規定する「公共施設等の管理者等」から引用しているものであり、個別の契約では具体的な管理者等の名称が記載されているということで、例えば国土交通省であるとか、あるいは 県 市であるとか、そういうような名称になるかと思っております。

B 委員 ちょっとよろしいですか。第10条の第4項を読みますと、管理者等が監視職員を置いたときは、監視職員を経由して行うものとする。これは、管理者等がその方がやりやすいというなら、そういう選択をするというのはあり得ないことではないと思いますが、この場合においては、監視職員に到達した日をもって管理者等に到達したものとみなす。これは、具体的ないろんなトラブル事態を考えますと、極端な話ですよ。民間事業者の第11条を見ますと第2項に、この契約に基づく選定事業者の一切の権限を行使することができる。事業代理人というのは、選定事業者がそこで勝手に決めることができるわけですね。これを見ると。通知を受けているかもしれませんが、内容も何もチェックしていない事業代理人が、例えば午後8時に監視職員をその場で見つけて、あんたにこう言っておいたよということになりますと、後々訴訟になったときに、選定事業者は、間違いなく管理者に言ったよと、こういうことを主張できちゃうわけですね。おっしゃるように、確かに現場で都合よくしたいというのは分らないではない。ただ、契約書というのは、法的

に言った言わないというところを黒白を付けるべき条項でございますから、私はこの第10条、11条、12条、ここの規定をこのまま、今までの議論なしに上げるということにまず反対いたします。法的にどうであるかということと実務的にどうであるかということとをまず分けるべきだと思います。これでそのまま入れちゃいますと、確かに、普通、書面で言ったということになるんでしょうけれども、法的な事案で言いますと、文章を内容証明できちっと相手先に届けない限り、なかなか法廷で争うのは難しいんですね。であれば、当事者というのは、契約書の一番最初に判子を押した人がまずあるわけです。だから、契約書に基づいている何か言うべきようなことというのは、当然のことながら、ここに掲げてある管理者等は選定事業者です。選定事業者が管理者。正式の文書はですね。届けるべきなんです。その上で、実務上は、現場にいる人にしてもらう必要があるでしょう。その写しを渡さねばならない、そういう規定にあるべきなんです。このとおりでやりますと、これは間違いなく、実際にトラブルが起きるとは言いませんが、私が非常に懸念した状況で考えてみますと、これはトラブルが起きたときにPFI事業に非常に難しい問題を引き起こす可能性があると思います。したがって、ここでのこういう取り上げ方がいいのか、あるいはこういう文章でいいのかというのは、別途議論をしていただきたいと思えます。

山内部会長 これについてほかの御意見。どうぞ。

G出席者 法務省で実施している刑務所PFI事業でこれに照らして見たときに、監視職員というのは、刑務所PFI事業で言えば管理者である刑務所長を指しているのか、あるいはモニタリング実務を担当している者を指しているのかということが混乱してしまうという印象を持ちました。選定事業者の方は事業代理人ということなので、刑務所PFI事業で言えば総括業務責任者を指すことは明確なんですけれども、10条で規定している監視職員と管理者等というのは、今、先生方の御指摘のように、実務上の部分と契約上の部分とで一致しておらずあいまいだなという印象を持ちました。

B委員 更に続けさせていただきますと、事業代理人というのは、このまま読んでしまいますと、選定事業者は一方的に決めることができるわけですね。考えてみますと、ちょっとこれは問題があるんだろうと思います。なぜかといいますと、要するに、選定事業者というのは、ペーパーカンパニーであることが多いんですけれども、その構成要員というのは、入札のときに資格要件でチェックするんです。これで見ると、チェックなしで、一方的に選定事業者が指定したら、管理者等はそれを当然に受け入れなければならないというふうにはしか読めないです。そうは書いてありませんよ。でも、それを拒否できません。したがって、もちろん事業の遂行上、代理人があつていいとは思いますが、しかし、そのときに相手が、つまりここで言えば、管理者等が承認をするというのは要件で必要だと思うんです。だれが事業代理人になるかというのは、普通考えれば、ペーパーカンパニーになるのか、主要な構成企業であるのか、普通そうだと思いますけれども、ここで見る限りは、これはだれでもできちゃうわけですね。それはうまくないんだろうと思います。

山内部会長 先にEさん、どうぞ。

E出席者 まさに実務の方にお伺いしようと思ったところなんですけれども、実際、SPCも法人ですし、地方公共団体、国も法人格を持って、自然人じゃありませんから、だれか人間が、自然人が法人を代表するなり、地方公共団体、国を代理するなりして意思表示しなければいけないわけですね。ですから、実際の実務では、現場監督の方とか、民間側であればいらっしゃるでしょうし、国の方は、管理者等を代表する権限を持つ人が窓口になって、実際に実務を行っているんでしょうから、国の代理する方と地方公共団体が代理する方は担当が異なるとは思いますが、そういう自然人の人を選任して、その人が法人を代理して行為するというのは、ごく自然の話ですので、それもだれでもなれるというわけではなくて、お互いにこの人を選びましたよというふうに通知して、分かりましたということで、お互い、AさんとBさんの間で話をして詰めていきましょうという、その手続を決めていることだと思いますので、名前がちょっと物々しいというところはあるのかもしれませんが、実際、実務では行われているのではないかと思います、民間の委員の方にお聞きしたいなと思ったんですけれども。

H専門委員 まず、そのこのところだけお答えしておきます。卑近な例で言うと、衆議院、参議院の議員会館を今施工中でございます。そこでは、建設期間においては、詳細は忘れましたが、構成する企業の中から代理人を選任して、総括代理人として届け出でよ。それについては、不都合があれば、発注者の方が交代を要求することができるとか、そういう規定になっております。ですから、そういう意味では、一定の業務の中でその代表するといいますか、あるいは連絡等を集約する役割の自然人を指定することは実際にあります。

それで、私の方でちょっと申し上げたかったのは、今回のこの条項例は、一たんでき上がると、PFIにおけるモデル的な位置付けになると思います。もちろんそれをどの程度採用するかというのは、各発注自治体の御判断だと思うんですが、ここに監視職員という規定があって、監視職員を置いたときはという留保は付いていますけれども、こういった条項が3条項にわたってあると、こういうやり方をモデル条項では推奨していると普通は取るのではないのかなと思います。ですから、特にお考えがない自治体等では、こういう役職の人であるとか、制度、仕組みを採用しなければいけないというふうに多分受け取ると思います。ですから、そういう意味では、そこまで本当に考えて、あるいはこれを本当に推奨するかどうかという議論があって、そうであるならば、どういう内容を置きましょうということだろうと思います。ただし、私ども民間の立場から言うと、監視職員がいようがいまいが、発注者が権限を行使したり、あるいは通知をするというのは、別に監視職員を通さなくたってできるわけです。

それから、事業代理人という形でこういうふうに規定がございますが、例えば11条の2項、現場代理人は常駐すると書いてあります。そうすると、これ、通常運用すると、設計の段階、建設の段階、施設完成後の維持・管理の運営の段階、全部一人の人が事業代理

人としてその現場に常駐していなければいけない。これは非常に手間とコストがかかります。もちろん変えちゃいけないという規定はないでしょうから、フェーズごとに多分変えることになるんだろうと思うんですが、そうだとすると、じゃ、常駐する意味があるのかという思いはあります。恐らくこの規定は、公共工事、要は建設工事の部分について現場代理人を置きなさいという規定をPFIにそのまま援用してこういうふうになっているんだろうと思いますので、実務的には必ずしも包括契約であるPFIにうまく当てはまるものであるかどうかというのは疑問があるかと思います。

ですから、私が申し上げたいのは、第1点としては、この約款例はモデル的な位置付けがあるので、多くの発注者の方がこれを見て習う可能性が強いので、そういう意味で何を残すべきか、あるいは何を削るべきかという議論をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、今日の条項例の修正版なんですけど、いろんなところが修正されたり追加されたりしております。これは、前回までのこの会議での議論を踏まえた部分も当然あるんですが、そうではなくて、例えば今御紹介があったように、国土交通省様であるとか、ほかの委員から意見が出て追加修正した部分、それから、民間企業にヒアリングを同時並行でされていて、その結果をある程度くみ取っていただいて修正した部分があるかと思います。そういう意味では、今回出てきた修正が、委員のそれぞれの皆さんから見ると、こんな議論をかつてしていないよねという唐突な部分があるはずなんです。そういう意味では、今回ここで議論したからそれがすべてということではなくて、新しいものの追加修正が入っておりますので、私もそうですし、皆さんもそうなんだろうけれども、今日の会議で尽きるわけではなくて、もう一度見直して、全体を通しての意見を出させていただく機会を与えていただきたいと思っております。

山内部会長 ありがとうございます。後半のところは、まさにおっしゃるとおりで、かなり大きな修正がありますので、今日議論するのと、次回もう一回あると。場合によってはもう一回予備日を取ってあるわけです。ですから、あと2回少なくとも議論できますので、その辺でやっていただきたいと思っております。

それから、その後で推進委員会に上げて、その後でパブリックコメントということになるわけですから、そこでもできる。そういった手順で対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

10条関係、あるいは今、H委員が付言されましたけれども、今まで議論していなかったけれども今回入ってきたというのがほかにもあるとか、そういうのを含めて議論したいんですが、10条の問題を整理させていただくと、まず、これをここで、まさに今H委員がまとめていただいたとおり、入れることは、我々のある意味ではアナウンス効果を持つわけですから、その辺についてどうなんだということ、もしもそういったことが必要ないということであれば、追加されたところは落とすということになりますが、もう一つの考え方は、今も何名かの委員がおっしゃっていましたが、条文の内容自体が問題だという考え方もあって、書き方によってはここにあってもいいのかなということにも

なるかと思えます。そういった視点から議論をもう少し深めたいと思えます。どうぞ。

A 出席者 先ほどE先生がおっしゃったみたいに、それぞれ公共側、民間事業者側、窓口の方(自然人)を決めてやるというのが、そうじゃないとコミュニケーションの伝達経路というのは不正確になってしまうということで必要だということがあるという、そういう趣旨かなと思って読んでおります。若干、例えば、監視職員と事業代理人の位置付けというか、ここはコメントされたところなのでしょうか。例えば 10 条 4 項のところでは、その経路で監視職員は基本的に何でもできるわけですね。請求、通知、報告、催告、解除まで出来てしまうと。ところが、11 条は事業代理人と言って、代理人という大体何でもできそうな名前と我々法律家はすぐ思うわけなんです、2 項を見ると、常駐するが、請求の受理、また、この契約に解除に関わる権限を除き、できますよということです。それで、更に3 項で、選定事業者は、自己の有する権限のうち事業代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあればと、選定事業者は通常は法人なので、それでは、代取名でやるのかということです。事業代理人の方は、解除はできないような形になっているんですね。権限に、かなり重さの差があるのでしょうか。これを入れた趣旨からして、どうせならもう少し単純にそろえた方がいいのかなというところがあります。

それから、1 点だけ補足しますと、先ほど、口頭で言った言わないのところは、これも 1 条 3 項のところに、「請求、通知、催告は、書面により行わなければならない」というのがありますから、内容証明かどうかは別として、口頭だけで言っただけでは、少なくともこの契約上の効果はないです。ただ、正式の契約上の効果を持つものはなかなかないと思うので、自然人を置くということ自体は、E先生もおっしゃっているみたいでいいかと思うんですが、ちょっと権限のディスプレパンシーというか、何か差があるのではないのでしょうか。

山内部会長 基本的には、自然人の指定というか、そういった条項があった方がいいんですけども、内容の問題だということですか。

A 出席者 あってもいいと思えます。

山内部会長 あってもいい。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

B 委員 国交省さんにお伺いしたいんですが、現実問題として現場でいろんな業務がスムーズに遂行されるということを重視してこれを御希望されたのかなと私なりに解釈していますが、であれば、法律的に 10 条、11 条、12 条に規定されたことをもって、法律上、言った言わないとか、そういうことを言うことよりも、何か書面で突き付けるようなことだけではなくて、日常的な希望なり注意なりのようなことをだれそれに言ってほしいという程度、と言っていいのかが分かりませんが、そういう実務上の要請で入れたいということであれば、例えば 11 条の第 2 項の最後の方に、一切の権限を行使することができるか、あるいは 10 条第 4 項の方に、管理職員に到達した日をもって管理者に到達したものとみなすとか、いかにもこのところで揚げ足を取られるような規定じゃないかと思

われるようなところはなくともいいんじゃないか。むしろ、正式に契約解除だとか変更だとかいうものは、当然相手に言わなければいけないわけだから、契約の当事者同士でそれぞれ言うんでしょうけれども、その写しをだれそれに渡してほしいとか、そういうようなことの内容でよろしいのではないでしようか。

例えば、11条の第2項に、一切の権限を行使することができる、とありますけれども、こういうことにすると、じゃ、事業代理人が現場で相手に通知をするとかいうことではなくて、業務上の何かを行う場合に、代理人がすべてそうやったんだというふうにこれだできてしまうわけですね。現実にはそういうことよりも、現場でいろんな交渉事なんかがあるわけですね。法律上どうであるかとか、契約上どうであるかというレベルよりも更に現場に近い段階で。そういったときに、契約上一切の権限を行使することができると言いますと、一から百まで全部事業代理人がすべて判断をし、相手に通知をしというふうに受け取れるわけですから、この辺の書き方は変えた方がいいんだらうと思いますけれども。

吉田室長 細かい点についてはわかりませんが、おっしゃるとおり、正式な通知等は当然書面で行いますので、言った言わないということは当然ないわけなんですけど、やはり人と人とのコミュニケーションという意味では、一定のものを決めておくというのは大事なことだと思います。

また、この条項例が標準として使われるのであれば、特に、PFI事業の経験のない発注者において、無用な混乱が避けられるのかと思いますので、こういった規定はあった方がいいのではないかと思うところです。

あと、権限については、事業代理人については、一切の権限を行使する。ただし書きがたくさん付いていて、今、分からないところなんですけど、基本的にはこういった内容でよろしいかと思います。

事務局 今、いろいろ御意見を賜りまして、唐突で、かつ、必要な資料が若干不足しているかなという点もあるかと存じます。ほかの契約とか当たりまして、御議論を賜れるための必要な資料を次回までに整理いたしまして、次回もう一度御議論賜ればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

山内部会長 さっきの話の、入れるか入れないかというのは内容にもよるわけですね。だから、今、御意見が随分出たので、それをまさに取り込んでいただいて修正をする。その上で、いろいろなほかの資料を付けていただいて、更に必要か必要でないかという議論をさせていただこうと思いますので、とりあえずこのところはこれで引き取ってよろしいでしようか。

B委員 そうですね。このままじゃなくて、入れるにしる、入れにしないにしる、解説付きで。ただ、そのときに、冒頭申し上げたんですが、PFI事業というのは、委託する契約だということと、もう一つ、公的なといいますか、そういう事業でありますから、やはり管理者等が事前に知って承知しておくというのは、手続上、入れておくべきだろうと思います。その辺のところはしんしゃくして修正案をお願いしたいと思います。

山内部会長　ということで、事務局にはそういう修正案でお願いしたいと思います。
どうぞ。

F 専門委員　今の件はちょっとほこをおさめますが、私は基本的には、ぶり返して済みませんが、管理者等の代理人というのはあった方が、多分話はスムーズにいくだろうと。ただ、先ほど、Aさんがおっしゃったように、レベルの差もありますので、そこをきちんとした形にして、民間の方は大体大丈夫なんですけれども、相手の方がきちっと窓口がしっかりしていた方がいいだろうという形はあると思います。ただ、これは、さっきHさんがおっしゃったところと関係するんですが、プロセスのところ唐突に出てきたのでちょっと戸惑っている面があって、国交省さんがお出しになったこの中で、もうこの段階で採用された。御意見いただいて、そこで議論してここに入るんだったらいいんだけど、もうここに入ったところという話なので、ちょっとそこで唐突なのがあって、例えば、国交省さんの提案の中でいくと、一番冒頭にありますのは、資金調達業務を附随業務とすべきだというのは、私、読んでいて、非常に違和感がありまして、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの事業で、資金調達は事業という形に附随する業務という形に。これは、今日いただいた条文でいくと、それは採用されていませんので、事務局としてもこれは採用しなかったのではないかという感じがしますけれども、その辺の裁量のところに少し段差があったということでちょっと議論があったと思います。それが第1点です。

もう一点ですが、この段階になって、表題ですけれども、PFI事業契約の条項例というのが、我々いろいろ議論してきて、内容については、我々はこの辺のところについて分かっているわけですが、初めて見る人からすると、事業契約の条項例という形は、今、いろんなPFIの事業があって、その条項の例をこれは束ねたんだというふうに取りられてしまうと、少し誤解がある。もし条項例という形をいろんな項目において、このプロジェクトではこういう条項だったという形で、ずっと束ねるとというのが普通のイメージなので、やはり私は、これは当初議論があったように、標準契約書を作ろうと。条文ベースで作ろうと。標準契約書とするのか、モデル契約とするかという形で随分議論があったわけですが、何か条項例という話になると、これは非常にレベルが違って、しかも、イメージからすると、条項例というのは、何かいろんな今までの契約書の条項を束ねたという形がありますが、この委員会でこれだけ随分みんないろいろ議論しているわけなので、そうすると、条項例という表現よりは、できれば標準契約書とか、最低言っても契約書のモデルとかぐらいにしないと、表題と中身がせっかく我々議論しているところが表題に伝わらないのではないかなという感じがします。

山内部会長　今の件は、私、明確に記憶があれなんですけれども、条項例となった経緯はどういうふうな御理解でしたっけ。

事務局　ここは、まず、基本的考え方では、条項例、更にPFI標準契約を作成していくことを想定しているという記述だったもので、それで、まずは条項例ということで示させていただいたと。ただ、今、F先生のおっしゃっていただいたように、題をどうするか

について、今までの委員会で事務局案はずっと条項例で示させていただいていますが、委員の先生方に御意見という格好で、これで決まりということに多分なっていないと思いますので、幾つかのパターンで御議論いただければ、そういう形で整理するということになるかと存じます。

山内部会長 幾つかのパターンというのは。

事務局 恐らく条項例とするか、標準契約とするか、モデル契約とするか、あるいはほかの案があるかということ、そのどれかかとは思いますが。そこは、まさに総合部会としてのまとめ方という問題になるかと存じます。

山内部会長 そうすると、それについて、まさに皆さんの御意見を伺うということですが、実際、実務でやられている方から見て、どういう形でまとめるのが一番やりやすい。どうぞ。

H出席者 まず、題名をどう決めるかということのも大事なことだと思うんですが、それともう一つは、この条項例をどのようにこの部会あるいは委員会で考えていて、どのように使ってほしいかということ、文章で巻頭にでも示すべきだと思います。題名だけですとちょっと分からないところもありますので、分かりやすくお示ししていただいた方がよろしいかと思えます。

あと、標準か例かについては、発注者にしても、体制もいろいろですし、経験もいろいろ、事業の種類もいろいろですので、そういった事業あるいは発注者の体制に応じて使い分けられるように必要なものは追加し、今回必要ないというものは削除するといった形で、発注者の判断で使えるようなものにしていただければと思います。

山内部会長 そういう意味で言うと、標準というよりもモデルとかそういうこと。どうぞ。

A出席者 私も今までの御議論の経緯は分からないんですが、名称のところを気にして見ていなかったんですけども、標準契約、モデル契約とか、あとは参考契約とかぐらいはあるのかなと思いつつ、モデル契約だと、最終的な文章というか、全体の発表のもの詳細さというのによるんですけども、モデルと言う場合には、(注)の書き込みとかがもっと膨大になってしまうのではないかなと思うのです。そうじゃないとどうなのかなという感じがしまして。もちろん議事録等を併せ読めばというところなんですが、モデル契約だったらモデル契約で、パチッとそれだけ読めば分かるような感じの方が良いのでは。

山内部会長 どうぞ。

H専門委員 成果物をどういう名前と呼ぶかは別にして、これまでの議論を振り返りますと、今までに実施方針が出た案件だけで多分300は超えていると思うんですが、特に自治体でのいろいろな契約事例を見ると相当ばらつきがあると思います。中には、どうしてこういうふうになったのかというのが疑問に思われるものもある。そういう意味では、前回の報告書で問題点を指摘して、こういう方向でまとめたらどうかというところまできたわけですね。今回は、それを今度は各自治体等々の発注者が参考になるようなものを作

って、おおむねこれを採用してもらえば 100 点満点じゃないし、あるいは各事業のかゆいところに手が届かないかもしれないけれども、おおむね妥当なものがベースとして与えられるのではないかと。そのために、類型も施設整備中心とする P F I に限定したという経緯がありますから、そういう意味では、意図としてはほぼほぼベースとしてこれを参考にしてくださいよ、してもらってもいいですよというものだったと思います。ですから、そこが崩れると、また、例えば手引みたいなのできて、なかなかすぐには活用できないという堂々巡りの議論になりますので、名称はもちろん何でもいいんですが、1 つは、モデルとして使えるものということを目指すのがこれまでのお話ではなかったかなと思っております。

I 委員 もう一つ気になるのは、ここではかなり限定的に庁舎等のイメージのプロジェクトを想定していますね。何回も私はここで申し上げていますが、インフラ等も将来考える必要があると思いますが、これが P F I のモデル契約だとか標準契約だとかという名前になれば、この委員会として矮小化するメッセージを出してしまうような気がして、私としてはかなり気になるところであります。

F 専門委員 P F I 全体についての標準契約書は絶対できないと思うんですよ。これはイギリスだって十数ケースあるわけだし、いろんな事業のスキームとかプロジェクトに応じてやっているの、当初の議論で、まず B T O の、しかも施設整備中心型でというプロジェクトを念頭に、まず 1 つ契約書を作ってみましょうという話があって、それで我々はどこまで到達したかということだと思うんですね。それがいろんな条例の束ねたものなのか、一応標準的なものなのかということ、少し考えないと、マーケットは少なくとも今契約書についてどういう考え方をしたらいいかというのを求めているわけなので、総合部会としてそこに答える必要があるということなので、最初の 1 ページの表題の裏に想定として書いてあるので、このケースについては一応これですよという話だと思うんですね。

それから、もう一つ、私、再三申し上げているんですけども、使い方について、これをそのまま使うということをしてしまうと極めてまずいことになるので、これはあくまでもベースの契約なので、これをそのままポンと当てはめて、うまくいかなかったから推進委員会おかしいのではないかという話ではなくて、これをベースにして、それぞれの案件で契約書を作っていくということが私はベース契約書であり標準契約書だと思うんです。

山内部会長 そのほか、この件についていかがでしょうか。

B 委員 今回のこの契約書案を検討する経緯というのは、表紙の裏に書いてあるとおりの、ここに限定としたものとして、そのまま使ってもまあまあできるけれども、そこから敷衍して現実の姿に合わせた修正を加えれば、だれでもできるといいますか、管理者等の方々のレベルにかかわらずできるようなもの、そういう意味では標準契約とかモデル契約と言っていいんでしょうけれども、その位置付けが、これは皆さんお分かりになっておられるわけですが、すべてのケースにおいてこれが使える、あるいは逆に、これをやった

んだから文句を言うなというような使われ方をするというのはやはりうまくないわけ。

そうしますと、初めの方で申し上げたと思いますが、マトリックスをやって明確に、要するに施設整備したいとか、維持管理、運營業務。維持管理というのは、施設の維持管理。例えばエレベーターの管理だとか、そういうような簡単なものと、それとは別に、業務そのものが運営だというようなものについてマトリックスを作って、そうすると、一番角の、一番端っこなんですね、これは。この番地をどういうふうに付けるか分かりません。A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jぐらいまであるのかもしれませんが、Aの標準契約、あるいはモデル契約ということを最初に明記して、その下に実態に合わせてやり直してくださいとか、あるいは事業構造、パターンが違うのであれば、それに合わせて修正して。我々にとってみれば、余白部分が宿題だということになるんだらうと思うんですね。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。

大体御意見をいただきまして、まず、条項例というだけではとどまらないだらうというのは皆さんのあれですね。それで、もう一つは、これだけで全部すべて済むわけではないので、それは個別によって違うということがあると。それから、今、Bさんがおっしゃったし、何人かの方がおっしゃいましたけれども、これは想定がかなり限定的なので、それを相対化してちゃんと示せるような説明が必要だということです。そういうのを全部含めて、恐らくまえがきというか、使い方についてのインストラクションがあって、それは絶対に必要だということで、その上で条項例と呼ばずに何と呼ぼうかという話なんですけれども、モデル契約、標準契約と言うと言い過ぎだという御意見あり、標準契約案とか。どのくらいですかね、その辺は。

事務局 あと、今御指摘いただきましたように、確かに標準契約を目指して作ったわけではあります、あくまでこの裏の想定付きですので、標準契約とした上で、何か副題を施設整備中心とか、そこを工夫をさせていただいて、全体像を次回示させていただければと存じます。

F 専門委員 何回も申し上げているように、標準契約書は1つでは絶対ないと思うんですね。だから、これは施設整備何とかの。前にDさんがおっしゃったように、そこでカセット式でいろんな事業スキームがあって、そこでいろんなバリエーションが出てきているんだという話のところになってきているので、我々、今どの辺まで来ているかということ、一番シンプルなところのやっとな標準契約書のたたき台ができたのではないかなと私は思います。

山内部会長 そういうことです。おっしゃるとおりです。その辺も想定した上で案を。

事務局 次回、案を示させていただければと存じます。

B 委員 それで、A先生にちょっと。(注)のところはこれでは少ないということなんだらうと思いますが、例えば、大学の入試の参考書なんかを見ますと、分野ごとに分けて、更にそれとは別冊で、その解説というのがあるわけですね。自治体の方も300、これはい

ずれ 500 とか 600 とかなったときに、トラブルもあれば、トラブルにならないように参考にしようというものが、特定のパターン、特定の事業体系の中で、契約書に反映するようなものが 1 つの参考事例的なものとして、その裏に一冊あれば、更に分かりやすく修正可能だし、恐らく管理者等、あるいは選定事業者とか法律代理人みたいな方々にとっても、非常に手続が進めやすくなるのかなということだろうと思います。そうすると、マトリックスの 1 丁目 1 番地は今回初めて見ますけれども、3 丁目 9 番地はまだ全然できていない。まっさらだし、1 丁目 1 番地の解説にもまだ今後の成果として期待されるだけの話ですから、ないんだということが読む人に分かればよろしいのかと思いますけれども。

山内部会長 ありがとうございます。

例えば、資料 5、この扱いというのは今後どうなってくるの。これはこれで、審議のための資料であるだけなのか、あるいは。

事務局 これはまさに議論の過程の資料でして、ただ、インターネットには掲載されませんから、それは参考として取り扱っていただくということになるかと思います。あと、解説も当然我々作って、いろいろな検討をさせていただかなければいかんと思いますが、基本的考え方とガイドラインと 2 つ基本的な文章があります。その関係も含めて、これがきちんとできた場合には整理させていただければと存じます。

山内部会長 よろしいですか。その点いかがですか。

F 専門委員 細かなことをずっと申し上げると時間がかかりますので、これは次回までにこの辺について質問なり意見なりというのを出すということでもよろしいんでしょうか。

山内部会長 あるいは案件によってここで議論した方がよければ、ちょっと言っていたいてという手もあるかと思いますがけれども。

F 専門委員 ちょっと細かなこともありますので、むしろ意見を出すためにお伺いしたいんですが、第 40 条で、維持管理については、選定事業者と維持管理・運營業務を実施する者との委託契約書これこれについての提出、それから報告を求められることができるというところについて、これは実際に維持管理を運営しているところが第三者に、また業者に委託運営している契約書、これは、契約書の写しの提出とかコピーができるんですが、借入れのところについては、例えば、直接契約の第 75 条あたり、ここになるのかどうか分かりませんが、選定事業者が借り入れしている借入れの契約についての契約書の写しとか報告というのは、これは入っていないと思うんですが、この辺の。

事務局 現時点では確かに入っておりません。

F 専門委員 この辺、維持管理については求めて、借入れについては求めないという、何かその辺のお考えがあるんでしょうか。

事務局 済みません。ガイドラインを見ながら作りましたので、そこまで思い至らなかったというのが、申し訳ございません。

F 専門委員 これ、先ほど B さんがおっしゃったように、確かに民民部分と公共サービスを提供するという部分があるので、民民部分では、ないかもしれませんがけれども、公共

サービスをやるためには、情報の共有とか、そういう話は必要だと。そのところは通常の民の双務契約とちょっと違う条項があってもいいと思うんですけども、これは随分前、情報の共有について議論したので、それは契約書の中にどういう形で反映されるのかなというのがあったものですからお伺いしたんですが、ここは意見として出してよろしいんでしょうかね。

事務局 次回までにほかのいろんな契約を見て、資料としても先生の意見も踏まえて出ささせていただければと思います。

B委員 F先生の方でも御意見あれば、我々委員にも回覧していただけるような意見書でも出していただければと思いますが、御指摘の点というのは非常に重要なことなんだろうと思うんです。というのは、どうしてかといいますと、PFIというのは、まさに真ん中にファイナンスがあって、私なりの解釈をさせていただければ、事業の良し悪しですとか、運営の順調であるかどうかであるかというチェックだとか、そういうことについて、かなり民間なりの、これは公的金融機関を排除はしませんが、金融機関の機能としてのチェック機能を非常に活用しようということなんだろうと思います。だからDAという仕組みができていくわけですね。

そこで、実は、PFIのPFIたるゆえんの非常に重要な要素として金融機能というのがありますが、同時に保険機能というのがあります。今回、保険についてもかなり書かれています。このところでは、実は担保、例えばここでも担保をとるとかとらないとかいうのもありますけれども、管理者等が工事に関する保険の、これは私権設定をするという手続を想定しているのかどうか分かりませんが、担保として考えている。しかし、一方で、金融機関にとっても、あるいは担保というのは考えるわけですね。その辺をどういうふうに整理するのかということがまず構造上あります。もう一つは、金利と保険料と、これは借入先の金利ということもありますけれども、得べかりし利益の中に出てくるような利ざやというような金利もありますので、ここで全体をひとつきちっと整理しておく必要があるんだろうと思います。

といいますのは、ここをずっと読んでいて、正直言ってよく分からないなというのは、別に事務方を責めるわけではなくて、そもそもこの構造は難しいところがございまして、この契約に関してはサービス購入型を想定していいんだろうと思いますね。そうすると、保険料というのが選定事業者が負担して保険契約を結んだという場合に、その原資というのは、究極的にはサービスフィーから、つまりサービス購入の中から払われるとすれば、これは管理者等が払うわけだし、それは究極的には国民の税負担ということになるんだろうと思うんですね。

そうすると、保険については、前回わざと触れなかったんですけども、いずれ考えなければならぬなと思っていたのは、保険でカバーするのか、自家保険でやるのかということになると、リスクの分担とコストですね。余り今まで公共のあれで議論になったことがないので分かりにくいかと思いますけれども、だれが、例えば保険であれば保険料を負

担して、保険を対象となる事象が発生したときに、保険金が形式的にまず第一義的にだれが受け取って、本質的にだれがそれを最終的には受け取るべきなのかということをしきりと整理しておかないと、ここでだれがそういうことができるとかできないとか、それだけ見ますと、果たして全体的に統一的な考え方で規定ができているのかどうか、正直言って私はこれをパッと見てよく分からない。

そういう意味で言いますと、ちょっと多岐にわたっていますのであれですが、例えば10条でいきますと、担保ということを考えますと、今まで余り議論になっていないのかもしれませんが、ハツ場ダムじゃありませんが、公共側の事由でやめたときに、じゃ、その費用というのは払われるか払われるべきでないのか。払うときに一体だれが負担すべきなのか。表面的に一義的に払うものと、最終的に負担すべきものをきっちり整理しておかなければならないだろうと思っていたんですが、そのところが今まで議論がないんですね。

金融機関からしますと、例えば土地というのは、多くの場合、公共側が無償で提供するというようなケースが多いんですけれども、ここは担保にならない。ところが、上物について、建物を担保にとったと仮にしますと、これは借地権という発想が出てくるわけですね。そういう場合にどう考えるのかとか、そういうのが全く議論もされていないわけです。

そうしますと、建設途中でストップしてしまったときに、どういう整理をすればいいのかという原理原則について、まだ全然議論がなされていないんだらうと、私なりの従来の参加してきた経緯から言いますと、そういう理解でおるんですが、一度そのところをきっちり整理するために、事務局の方は非常に御多忙だし、ややこしい問題なので、大変だと思いますけれども、金融、資金調達、保険の件、これを大きなマトリックスで整理をして、表にして、その上で議論を進めるようにしていただけないでしょうか。これは希望です。

事務局 次回までに努力させていただきます。

山内部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

A出席者 1点だけ。先ほど契約書の話が出ましたので、これは事業者についてですが、受託契約、選定事業者とその受託先との契約書、それから、選定事業者と金融機関の契約書の写しを出せというのは、公共的には多分当たり前という感じなんですけれども、金融機関サイドはいつも嫌がることありまして、それはどれぐらいそれが金融上の自分たちの秘密だということかということ、あとは、原価についてですね。利率の問題です。それから、あと、受託者サイドも、SPCにとっては、もし金額まで入ってしまうと、原価を示すということになって、それぞれの事業契約の中に、維持管理に幾らかかりますと書いてはいますけれども、それと実際に払うものが同一かどうかというのは分からないですね。その点も含めて、これは結構金額等のところは微妙なので、サラッと書いてしまって、こうだから出せよという議論に必ずしもなるかなというのがありますので、そのところは論点の一つだと思っています。

F 専門委員 ここは、前、随分議論したところで、そもそも実際に提案されたものと、実際に借り入れている金額とか金利が随分違っているケースもあると。その中に、例えば、金利の中に膨大な利益が入っているケースもある。そこをどういう形で管理者等の方がそこで何らかの形で情報を共有して、全体としてこのプロジェクトはどのような形でスキームが組まれているかということをやりたいというのを大前提なんですよ。その中で、では、契約書をどの辺まで共有するかというのは次の話なんですけれども、少なくとも今おっしゃったところは、むしろそういうところを、もちろん金融機関側が、このところは自己のノウハウに関わるので、これは出せないという話は、そこは除くという形はもちろんあるとしても、基本的にはそのこのところの全体のスキームを共有するという形をやるべきだと。そこが契約書かどうかというのは、もちろん議論があるわけなんですけれども、何かでそこをやるべきだと私は思うので、今、Aさんがおっしゃったように、そのところが随分ギャップがあるので、だから情報共有しないという話になると、去年やった議論は何だったのかという話になってしまうと思うんですね。

J 専門委員 これはこの間、相当ガイドラインを作るときに議論をしたというところだと思いませんか。それを契約書にどう入れるかというのとはちょっと別だけれども、ガイドラインにはかなり議論をした上で、一部は明解になっているのかなというところがあります。金融機関としては、基本的には管理者とは共有していくという点と、金融機関のノウハウとするところは個別協議させていただきたいという点です。

それから、契約書の開示については、これはPFI法とこの間の問題もあったんですけども、一般の人に開示されてしまうと、やはり個別の金融機関のノウハウといったところに関わるので、ここは御容赦できないかという議論を前回させていただいて、ガイドラインの方にはそういう旨で出ているのかなと感じています。だから、それをこういう契約書の中にどう折り込むかというのは、ちょっと考えなくてはいけないのかなと思っています。

実務的には、要は、期限前弁済のところがとても重要だということで、実際に期限前弁済する際にどれだけ損害金を払わなくてはいけないかというところはよく知っておかないと、これはまずいということであり、ここについては、金融機関としては協力するということは前回申し上げているといったところですね。

あと、融資契約を共有するというのもいいんですけども、これを本当に管理者側で全部分かろうと思ったら、慣れている管理者のところはいいんでしょうけれども、そうでなければそれはそれで非常に大変なことだというのは実務的にはあると思います。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

B 委員 これは3点ばかり指摘させていただきたいと思うんですが、今までの繰り返しになるかもしれませんが、その辺は御容赦いただきたいんですが、この事業を管理者等が、だれそれ、選定事業者がありますね。入札で決定といったときに、事業の構造をあるいは

評価するときに、リスクというのは非常に大きな要素だし、だめだと思えば、それで一見よくても落とすかもしれません。そういうふうに考えますと、資金のリスクというのは非常に重要な事項です。そうしますと、事業規模の1%がエクイティで、残りがデットだということと、5割がエクイティで、5割がデットだと。これは評価は当然違うんです。融資契約ということで行きますと、次の第2点でノウハウについて触れますので、それとも関連するんですが、融資契約に、これは私も過去に申し上げたことがあるんですが、資金調達で非常にいいお金が長期で安く借りられると。中東の王様が金を出す、そんなことまで書いてありません。そんな融資契約があったら見せていただきたい。書いてなんかいいです。常識的に考えれば、民間の金融市場がありまして、プライムレートからスタートして、すぐには難しいでしょうけれども、事業のリスクの程度によって、要するにリスクプレミアムが乗かって、金利というのは基本的には計算されてくる。おおむねその辺で決まるわけですよ。私は金融機関にもおりましたし、金融証券市場でも切った張ったをやったことはありますけれども、そんなのはノウハウだと言うほど、とんでもないような大事なことでもないんです。ただ、個々具体的には確かにそういうことを表に出されてしまうと信用問題に関わるとかいうことはないわけではありません。しかし、事業を評価する上で、あくまでも秘密にしておくべきようなことではないんだろうと思います。つまり、事業を行う上において、これは選定事業者を選ぶ前においても、資金調達の状況とも当然判断材料になりますから、そういうことも含めて金融について隠したままであったら、私に言わせれば、そんなPFI、やるべきじゃないんです。ということが第1点。

第2点はノウハウですけれども、求めているのは、融資契約及びそれに附帯するDAと、担保を設定するのであれば、私権の設定でもいいですけれども、そういうものについて開示してくださいと言っているだけです。どこの金融機関さんがうまいノウハウがあって、ほかの金融機関にはできないような特殊な、要するに、融資技術でやってくださいなんて、そういうことじゃないんです。競争しているわけですから、マーケットで普通にあるような、ある意味でだれでも知り得るようなノウハウをベースにした融資でないと、かえって困るわけです。つまり、それをどこかで隠れて教えてくれないような、どこか訳の分からないリスクが金融調達の中にあったら、管理者等は怖くてできませんよ。選定事業者はなおのことできませんよ。ですから、そここのところに拘泥して開示できないとか、開示といっても、一般に公開するかどうかは別です。さっきの信用問題がありますから、どこまで開示するかは別にしまして、管理者等に見せないということであれば、極論を言えば、そういう金融機関さんは降りるべきだと私は思います。つまり、だれでも参加できるようなマーケットを通じて資金調達はなされるべきなんですよ。

第3点としまして、期限前の弁済というのが売られました。これは最長30年。これは国の契約の制約があるから30年ということなんです、日本の金融市場というのは、ニューヨークよりも、あるいはロンドンよりももっと狭いものですから、現実問題として30年をやると、海外に一たん持って行って、確かにスワップで30年、1対1でつなげる

ことがあり得るかもしれませんが。しかし、スワップで 30 年でやりますと非常にコストが高くなりますからね。じゃ、日本国内でどうかというと、住宅ローンを 30 年だったら幾らでもあるわけですね。これ、知らない人はだまされる可能性があるんですが、高いときに借りたものを、最近、金利が安いですから下げてくださいといったときに、そんなもの 30 年で契約していますよと言ったら、どうなんでしょう。実際にはできないんですよ。最近、スワップをかければできるかもしれない。昔はそんなことをやっている住宅ローン会社なんて、私が見た限り、まずないですね。そうすると、うそを言ったことになるわけですね。現実問題として、期限前で弁済をするということについても、当初にさかのぼって、きちんとそここのところの資金調達構造を管理者等側が承知していない限り、それでいいですよというふうには自動的にならないわけですね。知らないままで、しょうがないですねと、得べかりし利益と負担すべき損失の中に 30 年分の金利、利ざやを乗っけられても分からないような状況というのは、私は少なくとも単純な民民契約じゃないんだから、そういうものは避けるべきだろうと私は思います。

山内部会長 ということ、この問題はガイドラインのときにも随分議論して、ガイドラインで書いてあるということ、そういうことを前提として扱っていただくということかと思えます。

時間もだんだんあれですけども、そのほかに何か。どうぞ。

E 出席者 68 条のところなんですけれども、これも新しく今回足されたところなんですけど、恐らくこれを入れた趣旨というのは、損害賠償額の予定をべらぼうに高い額で結んでいて、解約したときに払ってくださいと言ってきても、それはだめよということを阻止しようとする意図だと思えるんですが、その意図自体は正しいと思うんですけども、今の書き方ですと、損害賠償額の予定だけではなくて、そのほかの損害賠償額を払うような、金額が決まっていないケースの場合に損害賠償を払うようなときにも、あらかじめ承諾書を取ってなければいかんのかなとも読めてしまう気がするので、ちょっと書き方を工夫していただければなと思うんですけども。全部が全部プロジェクト契約を公共側に承諾をしてもらわないと、増加費用を請求できないということをねらっているものではないと思うので、そこを御検討いただければと思います。

ただ、ただし書を付けておりますので、結局、通常妥当と認められるときは、あらかじめ承諾がなくても払うということに結局なっているので、だとしたら、承諾を取るというプロセスを入れて手続を複雑にするのもどうか。結局、とんでもない額の損害賠償の予定をしていれば、ここの通常妥当と認められるものには入ってこないはずですので、だったら、承諾プロセス抜きでもいいのかなと思います。なぜこれが入ったかのことを含めて教えていただければと思います。

事務局 今回の御指摘の点については、表現についてきちんと考えてみたいと思います。

一応資料 5 - 3 でいくと、12 - 3 のところで、前は 12 - 3 の（注 12）のところで、一番下の損害賠償額の予定というところで書かせていただいた部分を若干表現を修正して、

本体に格上げしたというものでございます。

山内部会長 どうぞ、Hさん。

H 専門委員 今回の 68 条なんですが、私の方も E 先生と同じように読みまして、あるいはもうちょっと意地悪く読むと、損害賠償の予定が法外であろうが、あるいは通常であろうが、それがはね返ってくると思ったら、お役所の方は、直接関係のない部分について、普通、承諾をその部分だけ与えるのかなと読んでおりました。そうすると、承諾を与えないから、基本的にはこの 68 条というのはただし書のところだけが機能する。ただし書のところは、逆に言うと、承諾があろうがなかろうが、現に生じた損害であって、通常妥当と認められる判断を管理者がして、ということは、管理者が判断しないと、損害の賠償の対象にならないということじゃないのかなと思います。そうだとすると、結論は似たような話なんですけど、与えられる可能性の非常に薄い承諾のプロセスを入れておいてもしょうがないのではないのかなと感じました。

事務局 この部分は前の資料にも載せさせていただいた部分は、要は、払ってしまえば、それ自体は損害になりますので、損害になるということは、それはもし、68 条のこの形は、今の御意見を受けて整理する必要があるかと存じますけれども、もしも何ら規定がない場合には、恐らく決まっています、それが合理的であるかどうかは問題外として、契約によって選定事業者が第三者へ支払った額というのは実損害になりますから、実損害は支払うということで、管理者が承諾しないまま、何らかの金銭が解除時に支払われると。そういう事態があり得るかということで、そういうことの調整の規定ですから、ただ、今、御意見をいただいたところが適当かどうかを含めて、考えてまた次回資料を出させていただきます。

山内部会長 お願いします。

B 委員 今に関連して、非常にプリミティブなお願いで恐縮なんですけど、「通常妥当と認められるものであるときは」というのは、ここに限らず方々にあるんですね。「通常妥当である」という、具体的にトラブル前にどういうことを想定したらいいのかということと、実際には争いになる可能性があるんだらうと思うんですね。そうすると、今、この契約を結ぶときに分かっている段階で結構ですけども、「通常妥当」というのは具体的にはどういうことを言っているのかというのが分からないと、この文章の書き方でいいのかということになるかと思しますので、これは何か解説というのがありますか。

事務局 ちょっと手元であれですので、それも次回までに、大体こんな感じでというのを、いろんな解説書を探して、そこをお示しさせていただこうと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

あと 10 分を切ってしまったんですけども、どうぞ。

K 専門委員 全然今までの論点じゃないですけども、10 ページの 18 条で管理者等の責任の説明責任の部分を書き加えていただいたんですけども、管理者等は何を説明しなければいけないかというのが分かったんですけど、選定事業者の説明責任の範囲というのが

明確に書かれていないように思えまして、その部分、ちょっと検討していただければと思うんです。というのは、2項のところではいろいろ生活影響に関する影響の調査という対策を行わなければならないということが書いてあるんですけども、3項のところ、第1項の説明と、又前項の対策を行おうとするときはということで、対策について行うといいますが、その部分の説明責任も含めて選定事業者がやらなければいけない範囲になっているのかどうかということを書いた方がよろしいのではないかと。近隣住民は重要なステークホルダーですので、そういうふうに思いました。

事務局 そのほかは工夫させていただきたいと思えます。済みません。

山内部会長 そのほか、まだ御発言ない委員もいらっしゃいますが、いかがですか。どうぞ。

」専門委員 これもお伺いしたいということもあるんですけども、59条の3項ですけども、要は違約金充当のところなんですけど、これは、基本的には保険金を払って履行保証契約というのをやっているの、ここについては、「違約金に充当することができる」というよりも「違約金に充当する」とした方が、保険金のところは請求してもらうという形で明解化するのではないかなと思うんですが。

事務局 確かに、ガイドラインで違約金に充当する規定を設けるといのは、ほかのも見せてみて、適切な表現にしたいと思えます。

山内部会長 そのほか、いかがでしょうか。

」出席者 一言だけ。午前中も会合を持ちましたが、私の立場は、経団連からということですが、本件、経団連の中の委員でもチェックをさせていただいて、なるべく早い段階で意見として提出させていただこうということで準備をしています。結構細かい点も入っておりますが、検討していただきたいなと思えます。またこれから変わるということも認識しております。

以上です。

山内部会長 手続的に、時間的に言うとどのくらいの。

」出席者 次回は15日に委員会が予定されていますので、それ以前に提出したいなということで今準備をしております。

山内部会長 それをいただいて、可能な限り対応していただくということで。さっきのように突然入ってきてしまうと、またいろいろ議論のあるところなので、その辺も含めて。

事務局 御検討いただけるような資料も含めていろいろやらせていただきます。

山内部会長 そういう形で対処させていただきまますので、よろしく願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと時間の方が迫ってまいりましたので、この辺で区切りを付けたいと思えますけれども、今御議論いただきましたように、条項例案という言葉はどうするかということですが、修正について今御議論いただきまして、先ほども申し上げましたとおり、次回の総合部会でも引き続きこの件について御審議をいただくということになっております。でき

れば、次回で総合部会としての取りまとめとしたいんですが、それでも議論を尽くせないようであれば、予備日を活用して議論するということがあります。

日程ですけれども、既に今御紹介がありましたように、10月15日（木）16時、午後4時から4号館の2階の第3特別会議室で行うということでございますので、御参加の方、よろしく願いいたします。

それでは、ほぼ時間となりましたので、本日はこの辺で閉会とさせていただきます。十分な時間にならずに大変恐縮でしたが、一応これで終了いたします。どうもありがとうございました。